

安保違憲ぐんまニュース

第8号

安保法制違憲訴訟ぐんまの会 事務局
前橋市大手町3-1-10
TEL 027-235-5522 Fax 027-235-5986
<http://gunmaanpoiken.jimdo.com>

第6回口頭弁論期日 報告

1月23日に第6回口頭弁論期日が行われました。

今年は7日仕事始めが多く、法廷の連絡も勢い速く確認できませんでした。

みなさん傍聴席がうまる

か心配されていました。定刻集合前には、50人を超えるひとがあつまり、抽選時には、たくさんの方が裁判所にあつまりました。

期日では、①**滝悠樹弁護士**が憲法判断を万一にも回避せず、司法の憲法秩序をまもるために、本裁判は勇気をもってそこに踏み込むよう堂々とした陳述をされました。



②それには、3人の証人尋問が必要であると

下山順弁護士

が述べました。具体的には、元内閣法制局長官宮崎礼壹さん、東京新聞記者の半田滋さん、憲法学者の志田陽子さんです。③最後に、沼田の原告湯浅さんが15年の兵役を余儀なくされた父の戦争体験を語りました。戦時中、



拒否をできなかった兵役の実体と、しかし、語るに語れない戦争の現場と父自らの行為を教員であった湯浅さんが、退職後、南京記念館で見聞きし唖然としたことを陳述しました。同記念館には日本軍の文書がのこっており、そこには、中国人民はいつ住民が軍人になるかわからない。よって無差別に虐殺せよとの文章がありました。父が語られなかったことはこのことだと法廷でこの一部をのべました。

父は自身の戦争体験がおぞましいからこそ子らに語れなかったのだろうとのべ、法廷では事実をもって戦争反対の意見を述べました。傍聴席の数多くの方が、裁判官が身をのりだして真剣に湯浅さんの陳述を聞いていたと感想を述べてい

池末登志博弁護士



廣田繁雄弁護士



大塚武一弁護士



ました。
若手弁護団員からはこの裁判は歴史的に意義のある裁判であると改めて認識

し、感動的であるとのべていました。

また、報告集会の前に、原告小田さん(群馬県平和委員会)が、同会の沖縄視察による具体的な沖縄の現状をはなされました。

次回は証人の採否を決定する最も重要な法廷となります。法廷が二重、三重に満杯になるように、みなさん、今から日程を調整してください。なお、原告団のみなさん三月末までに陳述書をあらうちし、少なくとも原告団事務局大塚(TEL 027-235-5522)まで連絡ください。



小田原告の沖縄報告



永井原告



陳述担当の湯浅原告



栗田洋亮弁護士



ベトナム戦争の米軍機のアルミ!!

次回期日 3/27 (水)

12:45 集合
13:00 デモ行進
13:15~25 傍聴抽選券
14:00 開廷
15:00 記者会見 (教育会館)